

国立大学法人香川大学情報公開取扱要項

(趣旨)

第1条 国立大学法人香川大学（以下「大学法人」という。）における情報公開の実施に係る取扱いについては、法令又は別に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において「法人文書」とは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する法人文書をいう。

2 この要項において「部局等」とは、各戦略室、広報室、法人本部、学部、大学院、図書館、博物館、各機構、学内共同教育研究施設の各センター、インターナショナルオフィス及び保健管理センターをいう。

(受付)

第3条 大学法人が保有する法人文書について、開示請求があった場合は、香川大学経営管理室総務グループ（以下「総務グループ」という。）において次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

- (1) 大学法人が保有する法人文書の開示を請求する者（以下「開示請求者」という。）に対し、香川大学法人文書管理規程第9条に規定する香川大学法人文書ファイル管理簿その他関連資料等を用いて、文書の特定に資する情報の提供に努めなければならない。
- (2) 開示請求を受け付けるときは、開示請求者に別紙第1号様式の法人文書開示請求書（以下「開示請求書」という。）を提出させるとともに、第8条第1号に定める開示請求手数料を徴収するものとする。この場合において、開示請求書に形式上の不備があるときは、開示請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。
- (3) 開示請求書を受理したときは、開示請求者に開示請求書の副本1部及び開示請求手数料受領書を交付するとともに、開示請求書の写しを開示請求のあった法人文書を保有する部局等に送付するものとする。

第4条 削除

(開示等の決定)

第5条 開示等の決定は、法第4条第2項に規定する補正に要した日数を除き、開示請求があった日から30日以内にするものとする。

2 法第10条第2項の規定により開示等の決定を更に30日以内の期間で延長するときは、別紙第2号様式により当該開示請求者に通知しなければならない。

- 3 法第11条の規定により開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分を除く残りの部分について、開示決定する期間を延長するときは、別紙第3号様式により当該開示請求者に通知しなければならない。
- 4 法第12条第1項の規定により事案を他の独立行政法人等に移送するときは、別紙第4号様式により当該開示請求者に通知しなければならない。
- 5 法第13条第1項の規定により事案を行政機関の長に移送するときは、別紙第4号様式により当該開示請求者に通知しなければならない。
- 6 法第14条第1項及び第2項の規定により第三者から意見書を提出させるときは、別紙第5号様式により当該第三者に通知しなければならない。
- 7 法第14条第3項の規定により第三者の意に反して開示するときは、別紙第6号様式により当該第三者に通知しなければならない。
- 8 開示等の決定をしたときは、別紙第7—1号様式、別紙第7—2号様式又は別紙第7—3号様式により当該開示請求者に通知しなければならない。

(開示の実施の方法)

第6条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

- (1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）

当該文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）（法第15条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次項第1号に定めるもの）

- (2) マイクロフィルム

当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該マイクロフィルムを日本工業規格A列1番（以下「A1判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したもの

- (3) 写真フィルム

当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したもの

- (4) スライド（第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。）

当該スライドを専用機器により映写したもの

2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。

- (1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）

次に掲げる方法(ロ及びハに掲げる方法にあつては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、大学法人がその保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。))により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。)

イ 当該文書又は図画を複写機により日本工業規格A列3番(以下「A3判」という。)以下の大きさの用紙に複写したものの交付(ロに掲げる方法に該当するものを除く。)。ただし、これにより難い場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本工業規格A列2番(以下「A2判」という。)の用紙に複写したものの交付(ロに掲げる方法に該当するものを除く。))又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

ロ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

ハ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取つてできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下同じ。))又は光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第3号ホにおいて同じ。))に複写したものの交付

(2) マイクロフィルム

当該マイクロフィルムを日本工業規格A列4番(以下「A4判」という。)の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難い場合にあつては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付

(3) 写真フィルム

当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

(4) スライド

当該スライドを印画紙に印画したものの交付

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第15条第1項の独立行政法人等で定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ(第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。))又は録音ディスク

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。別表第1の五の項ロにおいて同じ。))に複写し

たものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本工業規格 C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複製したものの交付

(3) 電磁的記録（前2号、次号又は次項に該当するものを除く。）

次に掲げる方法であって、大学法人がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

イ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

ロ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。別表第1の七の項ロにおいて同じ。）により再生したものの閲覧又は視聴

ハ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（ニに掲げる方法に該当するものを除く。）

ニ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

ホ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複製したものの交付

(4) 電磁的記録（前号ホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。） 次に掲げる方法であって、大学法人がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの。

イ 前号イからハマまでに掲げる方法

ロ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルのオープンリールテープ（日本工業規格 X6103、X6104又は6105に適合する長さ731.52メートルのものに限る。別表第1の七の項チにおいて同じ。）に複製したものの交付

ハ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格 X6123、X6132若しくはX6135又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格（以下「国際規格」という。）14833、15895若しくは15307に適合するものに限る。別表第1の七の項リにおいて同じ。）に複製したものの交付

ニ 当該電磁的記録を幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格 X6141若しくは6142又は国際規格15757に適合するものに限る。別表第1の七の項ヌにおいて同じ。）に複製したものの交付

ホ 当該電磁的記録を幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格 X6127、X6129、X6130又はX6137に適合するものに限る。別表第1の七の項ルにおいて同じ。）に複写したものの交付

4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
- (2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
- (2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付
(開示の実施の方法等の申出)

第7条 法第15条第3項の規定により法人文書の開示を受ける者から別紙第8号様式による開示の実施方法の申出書が提出されたとき、又は法第15条第5項の規定により開示を受ける者から別紙第9号様式による更なる開示の申出書が提出されたときは、開示を受ける者の便宜を図るものとする。

2 前項の規定により開示を実施するときは、別表第1に定める開示実施手数料を徴収するものとする。

3 法人文書の開示は、原則として総務グループにおいて実施するものとする。ただし、法人文書を移動すると汚損の危険性がある場合や利用者の居所等の都合により総務グループまで出向くことができない場合には、当該法人文書を保有する部局等において実施できるものとする。

4 開示を受ける者が法人文書の写しの送付による開示の実施を希望する場合は、総務グループにおいて法人文書の写しを送付することができるものとする。この場合、郵送料を郵便切手で徴収するものとする。

(手数料の額等)

第8条 法第17条第1項の手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）は、開示請求に係る法人文書1件につき300円とする。
- (2) 開示実施手数料は、開示を受ける法人文書1件につき、別表第1の上覧に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表下欄

に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額（以下この号及び次項において「基本額」という。）とする。ただし、基本額（法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあつては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が300円（次のイ、ロのいずれかに該当する場合は、それぞれ当該イ、ロに定める額。以下この号において同じ。）に達するまでは無料とし、300円を超えるとき（同項の規定により更に開示を受ける場合であつて既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。）は当該基本額から300円を減じた額とする。

イ 法第12条第1項の規定に基づき、独立行政法人等から事案が移送された場合（ロに掲げる場合を除く。）、第1項の規定に基づき定める開示請求に係る手数料の額に相当する額

ロ 法第12条第1項の規定に基づき、独立行政法人等から法人文書の一部について移送された場合、当該独立行政法人等と協議して定める額

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

(1) 1の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書（保存期間が1年以上のものであつて、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合物をいう。）にまとめられた複数の法人文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書
（手数料の減免）

第9条 法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。この場合、必要に応じて委員会の意見を求めるものとする。

2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第15条第3項又は第5項の規定による申し出を行う際に、併せて別紙第10号様式により当該減額又

は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を提出しなければならない。

- 3 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、添付しなければならない。
- 4 第1項の規定によるもののほか、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。
- 5 開示実施手数料の減額又は免除を決定したときは、別紙第11号様式により当該開示を受ける者に通知しなければならない。

（移送された事案）

第10条 法第12条第2項の規定により他の独立行政法人等から移送された事案に係る開示等の検討及び決定並びに開示の実施については、第4条から前条までの規定に準じて行うものとする。

（審査請求）

- 第11条 開示をしない旨の決定等について法第18条第1項の規定により審査請求があったときは、当該審査請求に係る法人文書を保有する部局等の長に意見を求めるものとする。
- 2 法第19条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問するときは、別紙第12-1号様式又は別紙第12-2号様式により行い、別紙第13号様式により法第19条第2項各号に掲げる者（以下「審査請求人等」という。）に通知しなければならない。
 - 3 審査請求に対する決定をしたときは、別紙第14号様式により審査請求人等に通知しなければならない。

（雑則）

第12条 この要項に定めるもののほか、情報公開の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成18年4月1日）

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月1日）

この要項は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日）

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月1日）

この要項は、平成21年3月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日）

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月1日）

この要項は、平成26年5月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成28年4月1日）

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月7日）

この要項は、平成28年6月7日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別表第1（第7条関係）

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図面（2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。）	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚ごとに760円を加えた額
	ハ 複写機により用紙に複写したものの交付（ニに掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円（A2判については40円、A1判については80円）
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円（A2判については140円、A1判については180円）
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に	1枚につき120円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、520円）に12

<p>印画したものの交付</p>	<p>枚までごとに760円を加えた額</p>
<p>へ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付</p>	<p>1枚につき50円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額</p>
<p>ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付</p>	<p>1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額</p>
<p>チ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）</p>	<p>1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額</p>

		に複写したものの 交付	
2 マイクロフィルム	イ	用紙に印刷した ものの閲覧	用紙1枚につき10円
	ロ	専用機器により 映写したものの閲 覧	1巻につき290円
	ハ	用紙に印刷した ものの交付	用紙1枚につき80円（A3判については140円、 A2判については370円、A1判については690円）
3 写真フィルム	イ	印画紙に印画し たものの閲覧	1枚につき10円
	ロ	印画紙に印画し たものの交付	1枚につき30円（縦203ミリメートル、横254ミ リメートルのものについては、430円）
4 スライド（9の項に 該当するものを除 く。）	イ	専用機器により 映写したものの閲 覧	1巻につき390円
	ロ	印画紙に印画し たものの交付	1枚につき100円（縦203ミリメートル、横254 ミリメートルのものについては、1,300円）
5 録音テープ（9の項 に該当するものを除 く。）又は録音ディ スク	イ	専用機器により 再生したものの聴 取	1巻につき290円
	ロ	録音カセットテ ープに複写したも のの交付	1巻につき430円
6 ビデオテープ又は ビデオディスク	イ	専用機器により 再生したものの視 聴	1巻につき290円
	ロ	ビデオカセット テープに複写した ものの交付	1巻につき580円
7 電磁的記録（5の	イ	用紙に出力した	用紙100枚までごとにつき200円

項、6の項又は8の項に該当するものを除く。)	ものの閲覧	
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルにつき410円
	ハ 用紙に出力したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	ホ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき50円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヘ 光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限り。）に複写したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ト 光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生する	1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額

	ことが可能なものに限る。)に複写したものの交付	
	チ 幅12.7ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	1巻につき7,000円に1ファイルごとに210円を加えた額
	リ 幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき800円（日本工業規格X6135に適合するものについては2,500円、国際規格14833、15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ8,600円、10,500円又は12,900円）に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヌ 幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき1,800円（日本工業規格X6142に適合するものについては2,600円、国際規格15757に適合するものについては3,200円）に1ファイルごとに210円を加えた額
	ル 幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき590円（日本工業規格X6129、X6130又はX6137に適合するものについては、それぞれ800円、1,300円又は1,750円）に1ファイルごとに210円を加えた額
8 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1巻につき390円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	6,800円（16ミリメートル映画フィルムについては13,000円、35ミリメートル映画フィルムについては10,100円）に記録時間10分までごとに2,750円（16ミリメートル映画フィルムについては3,200円、35ミリメートル映画フィルムについては2,650円）を加えた額
9 スライド及び録音テープ（第6条第5項	イ 専用機器により再生したものの視	1巻につき680円

に規定する場合におけるものに限る。)	聴 ロ ビデオカセット テープに複写した ものの交付	5,200円（スライド20枚を超える場合にあつては、5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額）
備考 1の項ハ若しくはニ、2の項ハ又は7の項ハ若しくはニの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。		

法 人 文 書 開 示 請 求 書

国立大学法人香川大学 殿

ふりがな

氏名又は名称 (法人その他の団体にあつては代表者の氏名)

住所又は居所 千

電 話 番 号 () ー

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり法人文書の開示を請求します。

<p>請求する法人文書の名称等</p> <p>（請求に係る法人文書が特定できるよう、法人文書の名称、請求する文書の内容等できるだけ具体的に記入してください。）</p>	
<p>備 考 (任意記入)</p> <p>（① 求める開示の実施方法 ② 大学において開示の実施を求めるか又は写しの送付の方法によるかの別 について記入してください。）</p>	<p>① 開示の実施方法 1 閲覧、 2 写しの交付、 3 その他 ()</p> <p>② 希望する方に○を付してください。 イ 大学において開示の実施を求める(この場合、希望日を記入してください) 年 月 日() 時 分 年 月 日() 時 分 ロ 写しの送付による開示の実施を求める</p>

(*以下は記入不要)

受理年月日	年 月 日	受付担当	情報公開担当 係(内線)
決 定 期 限	年 月 日	整理番号	平成 年開第 号
開示請求手数料	300 円 × 件		円

別紙第 2 号様式

平成 年開第 号
年 月 日

開示決定等の期限延期通知書

様

国立大学法人香川大学

年 月 日付けで開示請求のありました下記法人文書については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 10 条第 2 項の規定に基づき、当該法人文書の開示決定等の期限を延長しますので通知します。

開示請求のあった法人文書の名称	
法第 10 条第 1 項の規定による開示決定等の期限	年 月 日
延長する期間	日 間
延長後の開示決定等の期限	年 月 日
延長の理由	

* 不明な点がある場合には、情報公開担当(TEL 087-832-1022)にご連絡ください。

平成 年開第 号
年 月 日

開示決定等の期限の特例延期通知書

様

国立大学法人香川大学

年 月 日付けの法人文書の開示請求については、次のとおり、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 11 条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用することとしたので通知します。

開示請求のあった法人文書の名称	
開示請求から 60 日以内の期限	年 月 日
法第 11 条を適用した開示決定等の予定	開示請求から 60 日以内に可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次の時期までに開示決定等をする予定です。
残りの部分の開示決定等を延長する期間	日 間
残りの部分の開示決定等の期限	年 月 日
法第 11 条を適用することとした理由	

* 不明な点がある場合には、情報公開担当(TEL 087-832-1022)にご連絡ください。

平成 年開第 号
年 月 日

開示請求に関する事案の移送通知書

様

国立大学法人香川大学

年 月 日付けで開示請求のありました事案について、次のとおり移送しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 12 条第 1 項若しくは法律第 13 条第 1 項の規定により、通知します。

開示請求に係る 法人文書の名称	
移 送 年 月 日	年 月 日
事案の移送先の 行政機関等名及び 担 当	行政機関等名 部局課室名 担当者名 住 所 電話番号 () —
事案の移送をした 理 由	

- *1 標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の行政機関等の長が行うこととなります。
- *2 複数の行政機関等の長に移送が行われた場合(自らも開示決定等を行う場合を含む。)には、開示実施手数料の 300 円の控除措置については、開示決定等が早く行われた法人文書に係る開示実施手数料から順次控除措置を取ることとなります。
- *3 不明な点がある場合には、情報公開担当(TEL 087—832—1022)にご連絡ください。

平成 年開第 号
年 月 日

第三者に係る法人文書の開示請求に関する意見について(照会)

様

国立大学法人香川大学

(あなた、貴社等)に関する情報が記録されている下記の法人文書について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 4 条の規定により、開示の請求がありました。

つきましては、当該法人文書について開示決定等を行う際の参考としたいので、これを開示することにつき御意見があるときは、同封した「法人文書の開示に関する意見書」を平成 年 月 日までに提出いただきますようお願いいたします。

なお、同日までに同意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求のあった法人文書の名称	
開示請求の年月日	年 月 日
上記法人文書に記録されている(あなた、貴社)に関する情報の内容	
開示決定しようとする場合の適用条項及びその理由	法人文書の開示請求に基づき、開示決定を行いたいと考えている場合には、適用条項(法第 14 条第 2 項第 1 号又は第 2 号)の適用区分及び適用する理由を記載する。
意見書の提出先	香川大学総務グループ 住所：〒760—8521 香川県高松市幸町 1—1

* 不明な点がある場合には、情報公開担当(TEL 087—832—1022)にご連絡ください。

平成 年開第 号
年 月 日

第三者に係る法人文書開示決定について(通知)

様

国立大学法人香川大学

(あなた、貴社等)から平成 年 月 日付けで「法人文書の開示に関する意見書」の提出がありました法人文書については、次のとおり開示決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 14 条第 3 項の規定に基づき通知します。

開示決定した法人文書の名称	
開示することとした理由	
開示を実施する日	年 月 日

*1 この決定に不服のあるときは、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、国立大学法人香川大学に対して審査請求をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法 (昭和 37 年法律第 139 号)の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国立大学法人香川大学を被告として、高松地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

*2 不明な点がある場合には、情報公開担当(TEL 087-832-1022)にご連絡ください。

平成 年開第 号
平成 年 月 日

法 人 文 書 開 示 決 定 通 知 書

様

国立大学法人香川大学

平成 年 月 日付けで請求のありました法人文書の開示について、その全部を開示することと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり通知します。

開示する法人文書の名称	
求める開示の実施方法	1) 開示請求書どおりの開示ができるか否かの別 2) 開示請求書どおり開示ができない場合の開示の実施方法(実施できない理由も記入する。)
開示実施方法別の開示実施手数料の額	予想される開示手数料の額： 円 (内訳 別紙のとおり)
大学において開示を実施できる日時及び場所 (別添の「開示の実施方法の申出書」には、これらの日のうちから希望する日を選択してください。)	1) 平成 年 月 日() 時以降 2) 年 月 日() 時 分 3) 年 月 日() 時 分 場所： 住所：
写しの送付による法人文書の開示を希望する場合における準備に要する日数及び郵送料(郵便切手に限る)額	準備に要する日数 日 間 郵送料(小包)の額 円

*1 この決定に不服のあるときは、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、国立大学法人香川大学に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国立大学法人香川大学を被告として、高松地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

*2 この通知があった日から 30 日以内に開示の実施の方法を別添「開示の実施方法の申出書」に記入のうえ、情報公開担当まで提出してください。

なお、開示請求書どおりの開示が実施できる場合で、当該開示方法等を変更しないと

き(開示実施手数料が無料の場合に限る)は、「開示の実施方法の申出書」を改めて提出する必要はありません。

- *3 開示実施手数料は開示実施日に開示実施場所で納入するか、開示実施日までに送付願います。(金額は、後日改めて連絡します。)
- *4 開示実施手数料の減額又は免除を希望する場合は、「開示実施手数料減額・免除申請書」に必要事項を記載し、必要証明書を添付のうえ「開示の実施方法の申出書」と共に提出願います。
- *5 不明な点がある場合には、情報公開担当(TEL 087—832—1022)にご連絡ください。

平成 年開第 号
年 月 日法人文書部分開示決定通知書
様

国立大学法人香川大学

年 月 日付けで請求のありました法人文書の開示について、その一部を開示することと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり通知します。

部分開示する法人文書の名称	
不開示とした部分とその理由	
求める開示の実施方法	1) 開示請求書どおりの開示ができるか否かの別 2) 開示請求書どおり開示ができない場合の開示の実施方法(実施できない理由も記入する。)
開示実施方法別の開示実施手数料の額	予想される開示手数料の額： 円
大学において開示を実施できる日時及び場所 〔別添の「開示の実施方法の申出書」には、これらの日のうちから希望する日を選択してください。〕	1) 年 月 日() 時 分 2) 年 月 日() 時 分 3) 年 月 日() 時 分 場所： 香川大学総務グループ 住所： 〒760—8521 香川県高松市幸町 1—1
写しの送付による法人文書の開示を希望する場合における準備に要する日数及び郵送料(郵便切手に限る)額	準備に要する日数 日 間 郵送料の額 円

*1 この決定に不服のあるときは、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、国立大学法人香川大学に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国立大学法人香川大学を被告として、高松地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

*2 この通知があった日から 30 日以内に開示の実施の方法を別添「開示の実施方法の申出書」に記入のうえ、情報公開担当まで提出してください。

なお、開示請求書どおりの開示が実施できる場合で、当該開示方法等を変更しないとき(開示実施手数料が無料の場合に限る)は、「開示の実施方法の申出書」を改めて提出

する必要はありません。

- *3 開示実施手数料は開示実施日に開示実施場所で納入するか、開示実施日までに送付願います。(金額は、後日改めて連絡します。)
- *4 開示実施手数料の減額又は免除を希望する場合は、「開示実施手数料減額・免除申請書」に必要事項を記載し、必要証明書を添付のうえ「開示の実施方法の申出書」と共に提出願います。
- *5 不明な点がある場合には、情報公開担当(TEL 087—832—1022)にご連絡ください。

平成 年開第 号
年 月 日

法 人 文 書 不 開 示 決 定 通 知 書

様

国立大学法人香川大学

年 月 日付けの法人文書の開示請求について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 9 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

不開示決定した 法人文書の名称	
不開示とした理由	

- *1 この決定に不服のあるときは、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、国立大学法人香川大学に対して審査請求をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。
また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法 (昭和 37 年法律第 139 号)の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国立大学法人香川大学を被告として、高松地方に処分取消しの訴えを提起することができます (なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができなくなります。)
- *2 不明な点がある場合には、情報公開担当(TEL 087—832—1022)にご連絡ください。

開示の実施方法の申出書

国立大学法人香川大学 殿

ふりがな

氏名又は名称 (法人その他の団体にあつては代表者の氏名)

住所又は居所 〒

電話番号 () —

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 14 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり申し出をします。

法人文書開示(部分開示) 決定通知書の番号等	記号番号 日付	平成 年開第 号 年 月 日
求める開示の実施方法 (開示・部分開示決定通知書記載の「求めることができる開示の実施方法」より選択して記入すること。 なお、法人文書の部分ごとに異なる開示の実施方法を求める場合は、その旨及びその部分ごとの開示の実施方法を記入すること。)	1) 開示請求書どおりの開示を受ける旨 2) 開示の実施方法 3) 部分ごとに異なる開示の実施方法	

(* 以下については、該当する項目の記号を○で囲み、右に詳細を記入してください。)

ア 法人文書の一部について開示の実施を求める。	(開示の実施を求める部分)
イ 大学において開示の実施を希望する。	(開示の実施を希望する日) 年 月 日 時 分
ウ 写しの送付の方法による開示の実施を求める。	(写しの送付先(上記住所又は居所と同じ時は記入不要)) 〒 同封する切手の額 円
エ 開示実施手数料の納入方法	1) 開示実施日に開示実施場所で納入する 2) 開示実施前までに納付する

* 開示請求書のとおり開示の実施を求める場合(開示実施手数料が無料の場合に限る)は、本書を提出する必要はありません。

更なる開示の申出書

国立大学法人香川大学 殿

ふりがな

氏名又は名称 (法人その他の団体にあつては代表者の氏名)

住所又は居所 〒

電話番号 () ー

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 15 条第 5 項の規定に基づき、次のとおり申し出をします。

更なる開示を求める法人文書の名称	
法人文書開示(部分開示) 決定通知書の番号等	記号番号 平成 年開第 号 日 付 年 月 日
最初に開示を受けた日	年 月 日
更なる開示の実施方法 (開示・部分開示決定通知書記載の「求めることができる開示の実施方法」より選択して記入すること。 なお、法人文書の部分ごとに異なる開示の実施方法を求める場合は、その旨及びその部分ごとの開示の実施方法を記入すること。)	1) 開示の実施方法 2) 部分ごとに異なる開示の実施方法

(*以下については、該当する項目の記号を○で囲み、右に詳細を記入してください。)

ア 法人文書の一部について開示の実施を求める。	(開示の実施を求める部分)
イ 大学において開示の実施を希望する。	(開示の実施を希望する日) 年 月 日 時 分
ウ 写しの送付の方法による開示の実施を求める。	(写しの送付先(上記住所又は居所と同じ時は記入不要)) 〒 同封する切手の額 円

* 法人文書の同じ部分について、最初に開示を受けた実施方法と同一の方法による開示を求めることはできません。

年 月 日

開示実施手数料の減額(免除)申請書

国立大学法人香川大学 殿

ふりがな
氏名又は名称 (法人その他の団体にあつては代表者の氏名)

住所又は居所 千

電話番号 () ー

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第 17 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり法人文書の開示実施手数料の減額(免除)を申請します。

開示決定のあった法人文書名称	
減額(免除)を求める額 ただし、2,000 円を限度とする	円
減額(免除)を求める理由	1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による扶助を受けており、手数料を納付する資力がないため 2) その他

*1 生活保護法による扶助を受けていることを理由とする場合は、当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては、当該事実を証明する書面を添付してください。

*2 この申請書は、開示の実施方法の申請書と併せて提出してください。

平成 年減第 号
年 月 日

開示実施手数料の減額(免除)決定通知書

様

国立大学法人香川大学

年 月 日付けで申請のありました開示実施手数料の減額(免除)申請については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 17 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

対象となる法人文書とその開示の実施方法	1) 法人文書の名称 2) 開示の実施方法
決定内容	
減額又は免除しない場合の開示実施手数料	開示実施手数料 円

- *1 この決定に不服のあるときは、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、国立大学法人香川大学に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)
また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国立大学法人香川大学を被告として、高松地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)
- *2 決定内容が「全額免除」の場合以外は、開示実施日に開示場所で開示実施手数料を納入するか、あるいは開示実施の前日までに送付願います。
- *3 不明な点がある場合には、情報公開担当(TEL 087-832-1022)にご連絡ください。

別紙第 12-1 号様式

文書記号番号
平成 年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 御中

国立大学法人香川大学長 

諮 問 書

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づく開示決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第19条第1項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る法人 文書の名称	
2 審査請求に係る開示 決定等 (開示決定等の種類) <input type="checkbox"/> 開示決定 <input type="checkbox"/> 部分開示決定 (該当不開示条項) <input type="checkbox"/> 不開示決定 (該当不開示条項)	(1) 開示決定等の日付、記号番号 (2) 開示決定等した者 (3) 開示決定の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人数	
6 添付書類等	① 法人文書開示請求書 (写し) ② 法人文書開示決定等通知書 (写し) ③ 審査請求書 (写し) ④ 理由説明書 ⑤ 開示の実施を行った法人文書 (写し) ⑥ その他参考資料
7 諮問庁担当課、担当者 名、電話番号、FAX 番号、 メールアドレス、住所等	

- *1 2の(開示決定等の種類)については、該当する開示決定等の□をチェックすること。また、部分開示決定又は不開示決定の場合は、該当不開示条項(法第5条各号、第8条又は文書不存在)を記載すること。
- *2 4の(諮問の理由)については、例えば、「原処分維持が適切と考えるため。」「全部開示とすることが適切と考えるが、第三者の反対意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。
- *3 6の⑥の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第10条第2項又は第11条の規定に基づく開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

別紙第 12-2 号様式

文書記号番号
平成 年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 御中

国立大学法人香川大学長 

諮 問 書

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 3 条の規定に基づく開示請求に係る不作為について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第 19 条第 1 項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 開示請求に係る法人文書の名称	
2 審査請求に係る開示請求	(1) 開示請求の日付、受付番号 (2) 開示請求の宛先
3 補正に要した日数、開示決定等の期限	
4 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
5 諮問の理由	
6 参加人数	
7 添付書類等	① 法人文書開示請求書 (写し) ② 審査請求書 (写し) ③ 理由説明書 ④ その他参考資料 (第三者からの反対意見書等)
8 諮問庁担当課、担当者名、電話番号、FAX 番号、メールアドレス、住所等	

- *1 3の「補正に要した日数、開示決定等の期限」については、補正を求めた場合には当該補正に要した日数を、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第10条第2項の規定による期間の延長を行った場合には開示決定等の期限を、同法第11条の規定が適用された場合には残りの行政文書について開示決定等をする期限を、それぞれ記述すること。
- *2 5の「諮問の理由」については、例えば、「開示請求から相当の期間(※)が経過していないと考えるため」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。
(※) 行政不服審査法第3条に規定する「相当の期間」を指す。以下同じ。
- *3 7の③の「理由説明書」においては、例えば、開示請求から相当の期間(※)が経過していないと考える理由について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第11条の規定が適用された場合には、同条を適用した理由、同条の「相当の期間」として設定した期間の妥当性などを具体的に記述すること。
- *4 7の④の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第10条第2項又は第11条の規定に基づく開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

情報公開・個人情報保護審査会への諮問について(通知)

様

国立大学法人香川大学

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示決定等に対する次の審査請求について、同法第 18 条の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同法第 19 条の規定により通知します。

審査請求に係る法人 文書の件名	
審査請求に係る開示 決定等	
審査請求の内容等	1) 審査請求日 2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	平成 年 月 日・平 諮問 号

- *1 「審査請求に係る開示決定等」の欄は、開示決定については、開示決定等の日付・記号番号、開示決定等した者、開示決定等の種類（開示決定、部分開示決定又は不開示決定）を、開示請求の不作为については、開示請求の日付、受付番号、宛先を記載すること。
- *2 「諮問日・諮問番号」の欄は、情報公開・個人情報保護審査会が付す番号である。
- *3 不明な点がある場合には、情報公開担当(TEL 087-832-1022)にご連絡ください。

審査請求に対する裁決通知書

様

国立大学法人香川大学

年 月 日付けで審査請求のありました件について、次のとおり決定しましたので、通知します。

審査請求のあった法人文書の名称	
審査請求に対する裁決	
審査請求に対する裁決の理由	

- *1 この裁決の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この裁決があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人香川大学を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)
- *2 不明な点がある場合には、情報公開担当(TEL 087-832-1022)にご連絡ください。